

平成29年(ヲ)第789号

出版禁止等仮処分決定変更及び同仮処分命令申立て一部決定に対する保全抗告
事件

(原審:横浜地方裁判所平成28年(モ)第4061号

基本事件:横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号 仮処分命令申立事
件)

抗告人及び相手方(債権者) 部落解放同盟 外5名

抗告人及び相手方(債務者) 宮部龍彦

保全抗告準備書面(1)

平成29年7月5日

東京高等裁判所第15民事部 御中

抗告人及び相手方(債務者) 宮 部 龍 彦

平成29年5月26日付、債権者保全抗告理由書に対し、次の通り反論する。

1 第2「原決定の内容の誤り」1「本件ウェブサイト4について」について

(1) (1)「はじめに」については、知らないしは否認する。

同和地区 Wiki は債務者が運営管理していたものではない。

本件ウェブサイト4 (<http://douwa.jusyopon.com/>) は債務者の全く与り知ら
ないところで作られていたものであり、債務者とは無関係である。

本件の審理途中に「<https://xn--dkrxs6lh1g.com/>」(同和地区.com)という
サイトができたことは承知しているが、これが本件ウェブサイト4から「URL が変
更」されたものなのか、新たに作られたのかは区別できない。また、サイトの内

容は毎日のように刻々と変化しているのも同一ではない。

乙77は「同和地区.com」の更新記録であるが、これを見ると「Bbb」「部落解放同盟を呪う会」「怨」と称する者が頻繁に更新を行っていることが分かる。

(2) (2)「URL 変更は可能であること」については争う。

技術的に URL の変更は可能であるが、ウェブサイトの新設して内容をコピーすることも可能であり、前者と後者を外部から見て区別することは不可能である。

債権者は WordPress (ワードプレス) というブログシステムについての解説を証拠として提出しているが、本件ウェブサイト4および「同和地区.com」は WordPress ではなく、その外見から MediaWiki (メディアウィキ) というウィキシステムを使用していると考えられる。

MediaWiki は現在では社会的に広く認知されている「ウィキペディア」に使用されているシステムで、不特定多数による編集が可能である(乙67、78)。

MediaWiki には内容の「書き出し」機能があり、MediaWiki のマニュアルでは「ウィキページは、別に設置した MediaWiki に取り込むために、あるいはコンテンツを分析するといった別のことに利用するために、特別な XML 形式で書き出すことができます。」と説明されている(乙79)。XML とは、インターネット等で文書等をやりとりするためのデータ形式である。

現状の「同和地区.com」についても、全てのページの名前を表示することができ(乙80)、さらにページの書き出し機能がある(乙81)。これらを組み合わせれば、全てのページを書き出して別のサイトにコピーすることが可能である。

(3) (3)「同一性」については不知。

過去のウェブページの内容を保存する「Wayback Machine」というサービスが存在することは承知しているが、前述の通りウェブサイトの内容は別に設置し

たウェブサイトのコピーすることが可能なので、内容が同一であることと、ウェブサイトが同一ということとは無関係である。

リダイレクトとは、リダイレクト元のサイトから、任意の URL に転送する仕組みで、それ以上でもそれ以下でもない。リダイレクト元とリダイレクト先のウェブサイトが全く無関係であってもリダイレクトは可能なので、同一のサイトの URL が変更されたのか、全く別のサイトが作られたのか、区別することはできない。

(4) (4)「小括」については否認する。

乙76にある通り、同和地区 Wiki 内にあった、本件ウェブサイト3(部落解放同盟関係人物一覧)については一度削除されたが、「同和地区.com」には掲載され続け、しかも債権者らが提出した目録に比べて、内容が大幅に増えている(乙82)

「同和地区.com」の都道府県別のページ(本件ウェブサイト2)についても毎日のように編集されており、単なる部落地名一覧ではなくなっている。一例として兵庫県のページだけでも(乙83)政府などによる統計、歴史の解説、関連団体、施設の一覧等が膨大な文献をもとに作成されている。これは、歴史学や地理学についての高等教育を受け、さらに部落問題を専門に研究している者が複数関与していなければ不可能であり、裁判所から仮処分を受け、さらに1日10万円の間接強制を受けている債務者(乙84)が出来ることではない。

部落(差別)の起源は皇室の起源と並び、歴史学上の重要なテーマである。全国部落調査はその学術的価値の高さから多くの研究者を刺激したと考えられるし、裁判所による出版禁止等の仮処分は学問の自由の侵害であると反発する研究者が少なからずいることは容易に想像される。

最近では部落史研究者の塩見鮮一郎氏が著書を巡って部落解放同盟東京都連合会から不当な干渉を受けたことがある(乙85)。このように債権者解

放同盟のために自由に部落問題について研究できず、不遇な扱いを受けている人文系の研究者が数多くいると考えられ、債権者解放同盟に恨みを抱いている研究者が相当数いても不思議ではない。

部落研究は目下「弾圧」されているため、個人名を明かすことは出来ないが、今まで歴史学・民俗学・地理学・法学の研究者5人が、全国部落調査に関連して債務者を支持すると連絡してきた。立場や本名を明かさずに同様の連絡をしてくる者もいるので、実際にはもっと多いと考えられる。なお、それらに対しては、債務者は裁判所から間接強制を受けている旨を伝えており、同和地区.com に書き込むことを推奨したことはない。

また、全国部落調査はアマチュアの部落研究者の間でも重要な資料として話題になっている(乙86、87、88)。

2 「債権者同盟についての判断」について

- (1) (1)「差別行為の対象と業務遂行件の侵害の有無とは無関係である」については争う。

そもそも、原決定自体、債務者が「差別行為」をしていると述べておらず、債務者に関連して具体的にどのような「差別行為」があったかさえ明らかにしていない。また、人格権と言いながら、ウェブサイト3を除けば、ウェブサイトに掲載されたどの情報がどのように誰の人格と結びつくのか明らかにしていない。

それをさらに、法人の業務遂行権に結びつけるのであれば、言わば「無理筋の二乗」である。

- (2) (2)「最高裁平成26年判決は本件に援用できる」については争う。

ア 最高裁平成26年判決により非公開とされた文書は、本件において債権者が出版を正当化している出版物と同種のものである。

最高裁判所平成26年12月5日第二小法廷判決(最高裁平成26年判

決、判例地方自治390号51頁、季報情報公開・個人情報保護57号16頁)が本件に援用できないのは当然のことである。

最高裁平成26年判決により非開示とされた「同和対策地域総合センター要覧」の非開示部分は債務者代表者が、情報公開請求とは別の方法で独自に入手して公開済みである(乙89)。それによって滋賀県の事務事業が阻害されたといった事実は債務者が知る限りない。

乙88を検分すれば、次のことが分かる。

本件では債務者が、全国部落調査と同様に部落の地名を列挙された、債権者解放同盟によるものを含む出版物(乙8, 14, 15, 19, 20, 23ないし28, 45ないし54)を提出したが、債権者解放同盟はそれらの出版物は全国部落調査とは異なるとしてことごとく正当化し、それを原決定も認めた。

「同和対策地域総合センター要覧」の内容は、本件において債権者解放同盟および原決定が正当化した出版物と同様のものである。

最高裁平成26年判決を援用できるのであれば、債権者解放同盟は自らの業務遂行件を侵害するような出版物を出版するか、あるいは出版を正当化していることになり、本件における債権者解放同盟の主張に矛盾が生ずる。

債権者解放同盟は、最高裁平成26年判決の基礎となった、「どのような文書が差別意識を増幅し差別行為を助長するか」、という基準を自らの都合のいいように捻じ曲げた上で、判例を援用しようとしている。

単純に「部落の地名を公表することの是非」の問題であるはずが、最高裁平成26年判決の件にしても、本件にしても、債務者が乙8, 14, 15, 19, 20, 23ないし28, 45ないし54のような証拠を提出する度に、同和行

政や運動団体の既得権益にとって都合がよく、債務者が不利になるような条件が次々と後付けされるので、その度に問題が複雑化し、どのような情報であれば良くて、どのような情報であれば許されないのか、もはや誰も理解できない状態となっている。これでは過去の裁判例に規範性があるとはとても言えない。

イ 債権者解放同盟と自治体との関係は協働しているものではないこと

債権者解放同盟は1951年のオールロマンス事件以来、「行政闘争」と称して、「差別事件」を足がかりに自治体を糾弾して利益を引き出す運動をしてきたのであって、債権者解放同盟と自治体は協働しているわけではなく、車の両輪のような関係にあるわけでもない。自治体ごとに違いはあるが、両者の関係は歪んだものである。

乙1に示した通り、法務省は「特定運動団体が同和関係者全体を代表しているものとも考えられない」と述べている。事実、債権者解放同盟が認める通り、自由同和会や全国地域人権運動総連合(以降「人権連」という)等の運動団体が他にあり、特に人権連と債権者解放同盟は激しく対立している。

また、灘本昌久京都産業大学文化学部教授は、例えば債権者解放同盟と京都市の関係について「今まで行政と運動が、表面的には厳しい対立関係に見えても、実際には、密接な協力関係、悪く言えばベタベタの共依存関係であることは、運動の実態を知っている人には自明のことであった。にも関わらず、運動は我が身かわいさに、すべての責任を行政に押し付けて、逃亡をはかったわけである。仁義のかけらもない」と評している(乙90)。

(3) (3)「債権者同盟の業務遂行は具体的に阻害されている」については不知な

いしは争う。

「関係各所への働きかけや債務者らへの対応」なるものがあつたとしても、日頃から債権者解放同盟が一方的に「差別」と決めつけた事案に対して、任意的に行っている「政治的活動」であつて、「業務」でもなければ「余儀なくされ」たものでもない。

(4) (4)「構成員の人格権の侵害は債権者同盟の業務遂行権の侵害となる」については争う。

(5) (5)「債権者同盟の主張」に対しては争う。

債権者解放同盟のいう「業務遂行権の侵害」は、政治的な対立の言い換えに過ぎない。

債権者解放同盟は債務者代表者のウェブサイトにある記事等を引き合いに出し、債務者の目的は債権者解放同盟の業務を阻害することだと評している。

本件の争点は全国部落調査およびその復刻版の内容に係るものであつて、それとは無関係なウェブサイトや、債務者の思想信条は、本来は何の関わりもないことである。

あえて反論すると、債権者解放同盟の主張は、むしろ債務者と債権者解放同盟が政治的な対立関係にあることを認めているものである。

人権連の主張や、あるいは債務者による「行政や解放同盟は「部落問題解決のため」と言いつつ、「知識のない人」や「立場上反論できない人」をターゲットにして、「弱い者いじめ」をしているとしか思えない」「建前だけの秘密」を利用して、啓発・教育という名目で行政や企業から利益を引き出し、金儲けしている人がいることは事実です」との主張は、純粹に解放運動のあり方を批判したものである。

これらが債権者解放同盟の業務遂行権の侵害だと言うことは、例えば民進

党が自民党の不祥事を追及することを業務遂行権の侵害だと言うくらい、ナンセンスなことである。

また、全国部落調査の内容が明るみになったことで債権者解放同盟が何らかの対応に迫られることを業務遂行権の侵害だと言うのなら、昨今話題になっている加計学園の問題のように、マスメディア等が行政の内部文書を暴露することで、政権与党が対応に迫られるようなことを、政権与党に対する業務遂行権の侵害と言わなければならなくなる。

本件のような、純粋に政治的主張の対立の問題について、裁判所が一方の政治的立場に肩入れし、もう一方の言論を阻害することは、国民の表現の自由を著しく侵害するものであり、憲法21条の違反である。

本件ウェブサイトが「就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがきわめて高い」というが、実際にそうであれば、同様の情報がインターネットに掲載され続けて既に1年以上を経過しているのであれば、具体例の1つや2つでも出せるはずなのに、債権者解放同盟は全く疎明できていない。

そもそも部落差別は100%風評被害であって、それらは無知によるものである。人間というものは得体の知れないものを最も恐れるのである。例えば、何が毒キノコなのか知識がない人は、キノコ全般を食べることを恐れるだろうし、全ての毛虫が人を刺すと思っている人は、どの毛虫も触れないであろう。部落についての正確な知識を広めている同和地区 Wiki は、部落差別の解消につながりこそすれ、部落差別に悪用されるものではない。

個々の部落の違い、客観的な事実、社会の変化を省みることなく、ただ「全ての部落は差別されるものだ」という固定観念を持ち続ける人がおり、行政や司法がそれを漫然と「前例踏襲」していることこそが部落差別の原因であると考える。債権者らの考えの根底にあるものは、いわゆる「差別者」のものと何ら

変わりなく、他人を被差別者と見なして排斥するのも、自身が被差別者であると殊更主張するのも、裏表の関係に過ぎない。

以上